

外国法人の内部留保等に関する報告書
(報告者の決算月： 年 月決算)

財務大臣 殿
(日本銀行経由)

報告年月日： _____
報告者： _____
氏名又は名称 _____
及び代表者の氏名 _____
報告者の業種番号 _____
住所又は所在地 _____
責任者記名押印 _____
又は署名 _____
担当者の氏名(電話番号) _____

(%、千通貨単位)

外国法人名	業種番号	決算月	所在国 又は地域	設立年	外国法人への 当社の議決権割合		通貨名	外国法人から 当社への 貸付金残高	外国法人から 当社への 債券投資残高	外国法人から 当社への 出資残高	外国法人による 当社からの 借入金残高	当社から 外国法人への 債券投資残高	当社から 外国法人への 出資残高	外国法人の 内部留保残高	外国法人の 内部留保 (当期中)
					前期	当期中									

- (記入要領)
- 西暦により記入すること。
 - 「責任者記名押印又は署名」欄には、報告の提出について授権された者が記名押印又は署名すること。
 - 「報告者の業種番号」及び「外国法人の業種番号」欄には、本省令別表第3に定める番号を記入すること。
 - 「外国法人から当社への貸付金残高」欄については、「資産負債状況報告書」を提出している銀行等(法第16条の2に定める「銀行等」をいう。以下同じ。)は記入を要しない。
 - 「外国法人による当社からの借入金残高」欄については、「資産負債状況報告書」を提出している銀行等及び「非居住者に対する貸付け等の実行の状況に関する報告書」を提出している保険会社は記入を要しない。
 - 「外国法人の内部留保残高」欄には、外国法人の利益剰余金の金額を記入すること。
 - 「外国法人の内部留保(当期中)」欄には、外国法人の経常損益相当額から営業外収益及び営業外費用に含まれる各種損益、支払配当金(ただし、資本剰余金の取崩しによる配当金を除く。)を控除した金額を記入すること。
 - 報告者が法人の場合には、当該報告者の事業年度末における状況について記入する必要があるが、それが困難な場合には、報告の対象となる外国法人の事業年度末における状況について記入しても差し支えない。
 - 報告者が議決権の100分の10以上を所有している外国法人について記入すること。
 - 記入欄が不足する場合には、適宜欄を追加し、又は本様式を用いて当該不足する欄のみを記入し次葉として報告すること。

報告者の氏名又は名称： _____

付表1 海外支店等への対外直接投資等残高
(報告者の決算月： _____ 年 _____ 月決算)

(千通貨単位)

所在国又は地域	通貨名	設置資金及び 拡張資金	支店等に対する 貸付金残高	支店等からの 借入金残高

- (記入要領)
- 西暦により記入すること。
 - 本表における「海外支店等」とは、法第23条第2項に規定する支店等をいい、「対外直接投資等」とは、法第20条第11号に規定する資本取引及び海外支店等に対する対外直接投資をいう。なお、当該海外支店等の有する資産の額が1億円相当額以下の場合には、報告を要しない。
 - 「設置資金及び拡張資金」、「支店等に対する貸付金残高」及び「支店等からの借入金残高」欄には、所在国又は地域ごとに通貨別に集計し、各通貨千単位で記入すること。
 - 「設置資金及び拡張資金」欄には、支店等の純資産を記入すること。ただし、純資産の把握が困難な場合には、支店等の資産から支店名義で親会社以外から調達した資金の残高及び支店等に対する貸付金の残高を除くことにより算出しても差し支えない。
 - 「支店等に対する貸付金残高」及び「支店等からの借入金残高」欄は、「資産負債状況報告書」を提出している銀行等は、記入を要しない。

付表2 外国の会社型投資信託の残高
(報告者の決算月： _____ 年 _____ 月決算)

(千通貨単位)

所在国又は地域	通貨名	残高

- (記入要領)
- 報告者が議決権の100分の10以上を所有している外国の会社型投資信託で、当該出資に係る残高が、1億円相当額（報告者の事業年度末における簿価）を超える場合、その残高を投資信託の所在国又は地域ごと、通貨ごとに記入すること。
 - 同一の所在国又は地域に対し複数の契約がある場合には通貨別に集計の上、記入すること。
 - 記入欄が不足する場合には、本様式を用いて当該不足する欄のみを記入し次葉として報告すること。

報告者の氏名又は名称： _____

付表3 外国関連企業の主要資産負債勘定等
(報告者の決算月： 年 月決算)

(千通貨単位)

外国関連企業名	業種番号	所在国 又は地域	通貨名	外国関連企業から	外国関連企業から	外国関連企業による	当社から
				当社への 貸付金残高	当社への 債券投資残高	当社からの 借入金残高	外国関連企業への 債券投資残高

- (記入要領) 1 本付表については、本省令第29条各号に掲げるものについて記入すること。
- 2 各欄について、報告者の事業年度末における状況に代えて、外国関連企業の直近の事業年度末の状況を記入して差し支えない。この場合、「外国関連企業名」欄には、外国関連企業の名称に加え当該外国関連企業の決算月を補記すること。なお、報告の対象となる残高が10億円に満たない場合には、各欄の記入を要しない。
- 3 「業種番号」欄には、本省令別表第3に定める番号を記入すること。
- 4 「外国関連企業から当社への貸付金残高」欄については、「資産負債状況報告書」を提出している銀行等は記入を要しない。
- 5 「外国関連企業による当社からの借入金残高」欄については、「資産負債状況報告書」を提出している銀行等及び「非居住者に対する貸付け等の実行の状況に関する報告書」を提出している保険会社は記入を要しない。
- 6 記入欄が不足する場合には、適宜欄を追加し、又は本様式を用いて当該不足する欄のみを記入し次葉として報告すること。

(日本工業規格A4)

「外国法人の内部留保等に関する報告書」記入の手引
(直近改訂時点：2018年7月)

1. 報告を要する者

外国法人の議決権の100分の10以上を所有している居住者。ただし、当該外国法人の事業年度末における当該居住者の当該外国法人に対する出資の帳簿価額が10億円に満たない場合は、報告を要しない。

2. 報告の根拠となる法令条文

報告省令第29条

3. 報告書の提出先と照会先

(1) 提出先：東京都中央区日本橋本石町2-1-1

日本銀行国際局国際収支課国際収支統計グループ62番窓口

(郵送の場合の宛先：〒103-8660日本郵便株式会社日本橋郵便局私書箱30号

日本銀行国際局国際収支課国際収支統計グループ)

(2) 本報告書に関する照会先：外為法の報告書に関する照会先一覧を参照

4. 報告書に計上する時期

(1) 8.(1)の報告：報告者又は外国法人の事業年度末

(2) 8.(2)及び(3)の報告：報告者の事業年度末

(3) 8.(4)の報告：報告者又は外国関連企業(報告省令第29条各号に掲げる外国法人)の事業年度末

5. 報告書の提出期限

報告者が法人の場合は翌事業年度(報告の対象となる事業年度の終了日が属する報告者の事業年度の翌事業年度をいう)開始後4か月以内、法人以外の場合は翌年(報告の対象となる事業年度の終了日が属する年の翌年をいう)開始後4か月以内

—— 4か月にあたる日が休日(日本銀行の営業日以外の日をいう。以下同じ)の場合は、休日の翌日まで。なお、郵送の場合は期限までに必着とする。

6. 提出部数

1部

7. 報告書に記入する金額の単位

千通貨単位(単位未満四捨五入)

8. 報告の対象

(1) 議決権の100分の10以上を所有している外国法人への議決権割合、当該外国法人の主要資産負債勘定及び内部留保残高等について報告すること。ただし、当該外国法人に対する出資の帳簿価額が10

億円に満たない場合は、報告を要しない。

- (2) 海外支店等（外為法第23条第2項に規定する支店等）への対外直接投資等（外為法第20条第11号に規定する資本取引及び海外支店等に対する対外直接投資）に係る残高については、所在国又は地域毎に通貨別に集計のうえ、付表1で報告すること。ただし、当該支店等の有する資産の額が1億円相当額以下の場合には、報告を要しない。
- (3) 議決権の100分の10以上を所有している外国の会社型投資信託については、所在国又は地域毎に通貨別に集計のうえ、付表2で報告すること。ただし、当該出資に係る残高が1億円相当額（報告者の事業年度末における簿価）以下の場合には、報告を要しない。
- (4) 外国関連企業（報告省令第29条各号に掲げる外国法人）との間の金銭貸借残高及び債券投資残高については、付表3で報告すること。ただし、報告の対象となる残高が10億円に満たない場合には、報告を要しない。また、外国関連企業が上記（1）の外国法人に該当する場合には、付表3での報告は要しない。
- (5) 法人格のない組合（海外のパートナーシップを含む）に対する出資は、外為法上の証券には該当しないことから資本取引としての報告は不要であり、本報告書による報告を要しない。

9. 記入の方法と留意点

- (1) 「報告者の決算月： 年 月決算」欄

報告者の決算月を西暦により記入すること。前回の報告以降に決算月が変更された場合、変更前の決算月をカッコ書で補記すること。

- (2) 「報告年月日」欄

西暦とすること。日付は日本銀行国際局国際収支課国際収支統計グループに提出する日（郵送の場合は発送日）とすること。

- (3) 「氏名又は名称及び代表者の氏名」欄

報告者が法人の場合は、法人名及び代表者の氏名を記入すること。代表者とは会社を代表する取締役等のこと。氏名の冒頭に役職名（代表取締役社長等）も付記すること。押印は不要。

- (4) 「報告者の業種番号」欄

報告省令別表第3に定める業種番号を記入すること（下表参照）。報告者が複数の事業を営んでいる場合は、売上高が多い主たる事業の業種番号を記入すること。また、報告者が持株会社の場合は、再投資先の業種に該当する業種番号を記入すること。

- (5) 「責任者記名押印又は署名」欄

イ. 報告の提出について授権された責任者（報告者の内部規定に基づき選定）が記名押印又は署名すること。なお、責任者を選定するにあたり、部長等の肩書の有無は問わない。

ロ. 使用する印鑑は報告者の内部規定に基づき決定すること。

ハ. 署名（自署）した場合は押印不要。

- (6) 「担当者の氏名（電話番号）」欄

イ. 担当者は、本報告書に関する照会に対応できる者（複数でも可）を記入すること。

ロ. 電話番号はできるだけ直通番号を記入すること。代表番号の場合は、内線番号・担当部署名を補記すること。

- (7) 各項目の記入について

イ. 「外国法人名」欄及び付表3「外国関連企業名」欄には、外国法人及び外国関連企業の名称を記入すること。なお、前回の報告以降に当該外国法人及び外国関連企業の名称が変更になった場合には、その旨及び変更前の名称をカッコ書で補記すること。

ロ. 「外国法人の業種番号」欄及び付表3「外国関連企業の業種番号」欄には、報告省令別表第3に定める業種番号を記入すること（下表参照）。外国法人及び外国関連企業が複数の事業を営んで

いる場合は、売上高が多い主たる事業の業種番号を記入すること。また、外国法人及び外国関連企業が持株会社の場合は、再投資先が明らかな場合は再投資先の業種に該当する業種番号を、再投資先が明らかではない場合は報告者の業種に該当する業種番号を、それぞれ記入すること。ただし、再投資先の業種が明らかではなく、かつ報告者自身も持株会社にあたる場合は、「その他製造業」又は「その他非製造業」を記入しても差し支えない。

- ハ。「外国法人の決算月」欄には、本報告書作成に用いた外国法人の決算月（年2回以上決算が行われる場合は、年末に近い決算月）を記入すること。外国法人の事業年度末における状況ではなく、報告者の事業年度末における状況について記入した場合には、報告者の決算月を記入すること。
- ニ。「外国法人の所在国又は地域」欄には、外国法人の所在国名又は地域名を記入すること。
- ホ。「外国法人の設立年」欄には、外国法人の設立年を記入すること。
- ヘ。「外国法人への当社の議決権割合」欄には、外国法人の総株主、総社員又は総出資者の議決権の数に占める報告者の議決権の数の割合を、小数点以下第1位まで（小数点以下第2位を四捨五入）記入すること。
- ト。「外国法人から当社への貸付金残高」欄には、外国法人からの借入金残高を、付表3「外国関連企業から当社への貸付金残高」欄には、外国関連企業からの借入金残高を、それぞれ記入すること。ただし、「資産負債状況報告書」（別紙様式第26）を提出している銀行等（外為法第16条の2に規定する「銀行等」をいう。以下同じ）は記入を要しない。
- チ。「外国法人から当社への債券投資残高」欄には、外国法人が保有する報告者が発行した債券（社債等）の残高を記入すること。
- リ。「外国法人から当社への出資残高」欄には、外国法人が保有する報告者の発行済株式（新株払込金を含む）及び資本準備金への払込金又は出資持分の残高を記入すること。
- ヌ。「外国法人による当社からの借入金残高」欄には、外国法人に対する貸付金（外為令第12条第4項の規定に拘らず、期限が1年以下の貸付も含む）残高を、付表3「外国関連企業による当社からの借入金残高」欄には、外国関連企業に対する貸付金（左記同様、期限が1年以下の貸付も含む）残高を、それぞれ記入すること。ただし、「資産負債状況報告書」（別紙様式第26）を提出している銀行等及び「非居住者に対する貸付け等の実行の状況に関する報告書」（別紙様式第41）を提出している保険会社は記入を要しない。
- ル。「当社から外国法人への債券投資残高」欄には、報告者が保有する外国法人が発行した債券（社債等）の残高を記入すること。
- ロ。「当社から外国法人への出資残高」欄には、外国法人の純資産の部から利益剰余金及び優先株式の払込総額を控除した金額^(注)に、「外国法人への当社の議決権割合」（ヘ、参照）を乗じた金額を記入すること（当該外国法人が自己株式を保有し、算出結果がマイナスとなる場合には、マイナス表示（△）にて報告すること）。

（注）議決権の100分の10以上を保有している外国法人の優先株式を保有している場合は、当該金額に優先株式の保有金額を加算した金額を記入すること。

ただし、当該金額の把握が困難な場合には、報告者が保有する外国法人の発行済株式（新株払込金を含む）及び資本準備金への払込金又は出資持分の残高（報告者の帳簿価額）を記入しても差し支えない。

- ワ。「外国法人の内部留保残高」欄には、外国法人の利益剰余金（連結ベース）の金額を記入すること。なお、内部留保がマイナスとなる場合には、マイナス表示（△）にて報告すること。
- カ。「外国法人の内部留保（当期中）」欄には、外国法人の経常損益相当額^(注1)（連結ベース）から営業外収益／費用に含まれる資産の保有に伴う損益^(注2)、支払配当金^(注3)を控除した金額^(注4)を記入すること。なお、内部留保（当期中）がマイナスとなる場合には、マイナス表示（△）にて報告すること。

（注1）外国法人の損益計算書において「経常損益」が存在しない場合には、税引前当期純損

益から特別損益に相当するものを除いた金額として差支えない。

また、外国法人の損益計算書において「経常損益」、「特別損益」が存在しない場合には、営業損益に営業外収益のうち資産の保有に伴う利益以外のものを加算し、営業外費用のうち資産の保有に伴う損失以外のものを控除した金額として差し支えない。

(注2) 例えば、有価証券売却(評価)損益、固定資産除去損益、為替差損益など。ただし、損益計算書において営業外収益/費用を表示していない銀行等については、控除を要しない。

(注3) 資本剰余金の取崩しによる配当金を除く。配当額確定後、当該計数を経常損益相当額から控除した金額を報告すること。ただし、当該配当額が報告期限までに確定しない場合には見込み額で差し支えない。

(注4) 外国法人が財務諸表の作成にIFRS(International Financial Reporting Standards)を用いており、日本基準への読替えが困難な場合には、下記IFRSの例を基にした金額で差し支えない。

(日本基準) 外国法人の損益計算書(連結ベース)の例

日本基準	資産の保有に伴う損益
売上高	
売上総利益	
販売費及び一般管理費	
営業利益	
営業外収益	
受取利息	
受取配当金	
受取賃貸料	
有価証券売却益	該当
為替差益	該当
固定資産売却益	該当
デリバティブ評価益	該当
持分法による投資利益	
その他	
営業外費用	
支払利息	
支払賃借料	
有価証券売却損	該当
為替差損	該当
固定資産除却損	該当
デリバティブ評価損	該当
持分法による投資損失	
その他	
経常利益	
特別利益	
特別損失	
税引前当期純利益	

(損益計算書外の項目)

支払配当金

※上記の例は、実際の財務諸表とは異なるケースがある点、ご了承ください。

上記例における内部留保(当期中)の算出方法

(例1) 「経常利益」を起点とした算出方法

= 経常利益

- (営業外収益のうち資産の保有に伴う利益) + (営業外費用のうち資産の保有に伴う損失)

- 支払配当金

(例2) 「経常利益」が存在しない場合の算出方法

= 税引前当期純利益 - 特別利益 + 特別損失

- (営業外収益のうち資産の保有に伴う利益) + (営業外費用のうち資産の保有に伴う損失)

- 支払配当金

(例3) 「経常利益」、「特別損益」が存在しない場合の算出方法

= 営業利益

+ (営業外収益のうち資産の保有に伴う利益以外のもの)

- (営業外費用のうち資産の保有に伴う損失以外のもの)

- 支払配当金

(IFRS) 外国法人の損益計算書(連結ベース)の例

IFRS	資産の保有に伴う損益
売上収益	
売上総利益	
販売費及び一般管理費	
その他の収益	
受取賃貸料	
固定資産売却益	該当
その他	
その他の費用	
減損損失	該当
固定資産除却損	該当
その他	
営業利益	
金融収益	
受取利息	
受取配当金	
有価証券売却益	該当
デリバティブ評価益	該当
為替差益	該当
その他	
金融費用	
支払利息	
有価証券売却損	該当
デリバティブ評価損	該当
為替差損	該当
その他	
持分法による投資損益	
税引前利益	

(損益計算書外の項目)

支払配当金

※上記の例は、実際の財務諸表とは異なるケースがある点、ご了承ください。

上記例における内部留保(当期中)の算出方法

(例1) 「営業利益」を起点とした算出方法

＝営業利益
 －（その他の収益のうち資産の保有に伴う利益）
 ＋（その他の費用のうち資産の保有に伴う損失）
 ＋（金融収益のうち資産の保有に伴う利益以外のもの）
 －（金融費用のうち資産の保有に伴う損失以外のもの）
 ＋持分法による投資損益
 －支払配当金

(例2) 「税引前利益」を起点とした算出方法

＝税引前利益
 －（その他の収益のうち資産の保有に伴う利益）
 ＋（その他の費用のうち資産の保有に伴う損失）
 －（金融収益のうち資産の保有に伴う利益）
 ＋（金融費用のうち資産の保有に伴う損失）
 －支払配当金

ヨ. 「通貨名」欄及び付表3「通貨名」欄には、原通貨（外国法人の財務諸表等に記入された通貨）を記入すること。同一の外国法人に対して複数の通貨により出資、貸付、債券投資、借入等を行っている場合、原通貨毎に別行として報告すること。

タ. 付表3には、外国関連企業（報告省令第29条各号に掲げる外国法人）との間の金銭貸借残高及び債券投資残高について記入すること（外国関連企業の範囲は、下表参照）。報告者の事業年度末における金銭貸借残高及び債券投資残高の状況に代えて、当該外国関連企業の直近の事業年度末における金銭貸借残高及び債券投資残高の状況を記入して差し支えない。なお、この場合、「外国関連企業名」欄には、当該外国関連企業の名称の末尾に決算月をカッコ書で補記すること「<例> XXXX Co.,Ltd (〇月決算)」。なお、前回の報告以降に当該外国関連企業の名称が変更になった場合には、その旨及び変更前の名称をカッコ書で補記すること。

レ. 付表3「外国関連企業による当社からの借入金残高」欄には、報告省令第29条各号に掲げる外国法人に対する報告者からの貸付金を記入すること。

(例1) 報告者Aが、オランダに子会社B社、英国に（B社経由で）孫会社C社、フランスに（C社経由で）ひ孫会社Dを保有し、AからB、BからC、CからDへの議決権割合は全て100%で、B社に対する出資の帳簿価額は10億円以上の関係において、Aから英国C社に対する直接の貸付、AからフランスD社に対する直接の貸付を行っている場合、C社、D社それぞれに対する貸付残高（期限が1年以下の貸付も含む）を記入する。

(例2) 例1において、オランダ子会社B社に対する出資の帳簿価額が10億円未満の場合、英国孫会社C社、フランスひ孫会社D社に対する貸付残高の記入は要しない。

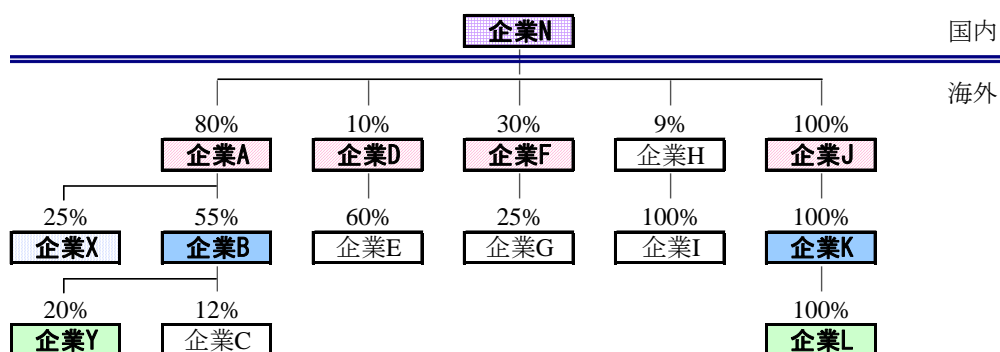
(8) 同一の外国法人に対して複数の居住者が出資している場合、出資を行っている居住者毎に報告すること。

(9) 記入欄が不足する場合には、適宜欄を追加し、又は本様式を用いて当該不足する欄のみを記入し次葉として報告すること。

＜業種番号＞

	(製造業)	180	一般機械器具	330	建設業
100	食料品	190	電気機械器具	340	運輸業
110	繊維	200	輸送機械器具	350	通信業
120	木材・パルプ	210	精密機械器具	360	卸売・小売業
130	化学・医薬	290	その他製造業	370	金融・保険業
140	石油	(非製造業)		380	不動産業
150	ゴム・皮革	300	農・林業	390	サービス業
160	ガラス・土石	310	漁・水産業	490	その他非製造業
170	鉄・非鉄・金属	320	鉱業		

＜外国子会社等、外国関連企業の範囲＞



＜本表：外国子会社等の範囲＞		
第29条	居住者（報告者）が議決権の100分の10以上の議決権を所有している外国法人	（例）企業N（報告者）からみた企業A、D、F、J
＜付表3：外国関連企業の範囲＞		
第29条1号	居住者（報告者）が議決権の過半数を所有する外国法人により議決権の過半数を所有されている外国法人	（例）企業N（報告者）からみた企業B、K
” 2号	前号に掲げる外国法人により議決権の100分の20以上の議決権を所有されている外国法人（第1号に掲げる外国法人を除く。）	（例）企業N（報告者）からみた企業L、Y
” 3号	居住者（報告者）が議決権の過半数を所有する外国法人により議決権の100分の20以上の議決権を所有されている外国法人（前2号に掲げる外国法人を除く。）	（例）企業N（報告者）からみた企業X

（注）本表に記入する外国子会社等が外国関連企業にも該当する場合には、付表3での報告は要しない。